

第 11 次 第 1 回 横浜市消費生活審議会会議録	
日 時	平成 28 年 12 月 5 日 (月) 14 時 00 分～15 時 32 分
開 催 場 所	関内中央ビル 5 階特別会議室
出 席 者	荒井委員、池田委員、石川委員、榎本委員、大澤委員、大森委員、栗田委員、佐藤委員、鈴木隆委員、鈴木義仁委員、高橋委員、多賀谷委員、長尾委員、松葉口委員、村委員
欠 席 者	作間委員、田中委員
開 催 形 態	公開 (傍聴者 0 人)
議 題	<p>議題 1 会長・副会長の選出について</p> <p>議題 2 会議録確認者の選出について</p> <p>議題 3 第 11 次横浜市消費生活審議会の運営について</p> <p>(1) 第 11 次横浜市消費生活審議会部会構成について (案)</p> <p>(2) 第 11 次横浜市消費生活審議会のテーマについて (案)</p> <p>(3) 第 11 次横浜市消費生活審議会委員所属部会 (案) について</p> <p>議題 4 平成 29 年度消費生活協働促進事業について</p> <p>議題 5 その他</p>
決 定 事 項	<p>○会長は鈴木義仁委員、副会長は村千鶴子委員とする。</p> <p>○会議録確認者は荒井委員、池田委員とする。</p> <p>○部会構成案のとおり、施策検討部会、消費者教育推進地域協議部会、消費生活協働促進事業審査評価部会、公募選考部会及び消費者被害救済部会の 5 部会構成とする。</p> <p>○第 11 次横浜市消費生活審議会の審議テーマを「横浜市における市内事業者との連携・協力のあり方について」とする。</p> <p>★「市内事業者」とは、市内で事業展開している事業者とする。</p> <p>★消費者と直接接している事業者を主な対象とする。</p> <p>★「見守り」と言った場合に高齢者に限らず、若者等も含めてすべての消費者を含める。</p> <p>★事業者と連携しての消費者教育についても検討する。</p> <p>○委員所属部会は、会長が指名した (案) のとおりとする。</p>

	1 開会
事務局（消費経済課長）	<p>皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、第 11 次第 1 回の横浜市消費生活審議会を開会させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。会長及び副会長選出までの間は、事務局で議事進行させていただきます。経済局消費経済課長の山口と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、委員総数 17 名中、14 名の方が出席されており、横浜市消費生活条例施行規則第 2 条により会議開催の定足数に達しておりますので御報告いたします。田中委員が所用により御欠席との御連絡をいただいております。また、多賀谷委員から、交通機関が人身事故で止まっておられるということで急きょ遅刻との御連絡をいただいております。後ほど、おいでになられましたところで御紹介させていただきます。</p> <p>また、情報公開条例により、本日の審議会は公開となります。傍聴者はいらっしゃいません。</p> <p>また、会議録につきましては、原則として公表させていただく段取りとなりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、市民経済労働部長の星崎より、御挨拶をさせていただきます。</p>
事務局（市民経済労働部長）	<p>横浜市経済局市民経済労働部長の星崎でございます。皆様には、大変御多用の中、第 11 次横浜市消費生活審議会委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>消費生活審議会は、消費生活に関する重要な事項を調査審議し、消費者被害の救済に関するあっせん及び調停などを行うために設置された市長の附属機関でございます。</p> <p>前回、第 10 次の審議会のテーマは、「地域における高齢者の見守りの在り方」でございまして、大変御熱心に御審議をいただき、横浜市にとりまして貴重な提案を報告書として取りまとめたところでございます。</p> <p>さて、平成 28 年に入りましてから、改正消費者安全法が施行されたほか、特定商取引に関する法律の改正によりまして、消費者利益の保護や電話勧誘販売における過量販売規制が導入されることとなり、また、消費者と事業者の情報や交渉力の格差をかんがみた消費者契約法の改正など、消費者を守るための法令の整備が進められております。</p> <p>さらに、10 月 1 日には、消費者裁判手続特例法が施行され、特定適格消費者団体による消費者被害の回復訴訟が可能となり、事業者の方にも消費者契約法等の消費者関連法に関する知識が求められるようになってきております。</p> <p>第 11 次の審議会におきましては、このような消費者行政の動向や社会状況を見据えつつ、横浜市における今後の施策展開について、御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。</p>

事務局（消費経済課長）	次に委員の皆様を御紹介いたします。お手元にあります議事次第を1枚おめくりいただき資料1の委員名簿を御覧下さいませ。資料1の名簿の順に御紹介致しますので、恐縮ですが、お一言ずつお願いします。
	～各委員紹介（多賀谷委員御到着される）～
事務局（消費経済課長）	皆様、ありがとうございます。これから約2年間、よろしくお願いいたします。
	議題1 会長・副会長の選出について
事務局（消費経済課長）	それでは、議題1「会長・副会長の選出」に移らせていただきます。横浜市消費生活条例に基づき、審議会に会長及び副会長を各1名、委員の互選によって定めることとされております。いかがでございましょうか。
大澤委員	私から、第10次の会長で、第10次報告書をおまとめになられた弁護士の鈴木義仁先生を会長に推薦したいと思っておりますがいかがでしょうか。
	～異議なしの声～
事務局（消費経済課長）	鈴木 義仁委員、よろしいでしょうか。
鈴木義仁委員	はい、了解しました。よろしくお願いいたします。
事務局（消費経済課長）	ありがとうございます。副会長についてはいかがでございましょうか。
鈴木義仁委員	副会長につきましては、本来なら会長にふさわしいと思っております村先生にぜひお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。
	～異議なしの声～
事務局（消費経済課長）	村委員、いかがでしょうか。
村委員	はい。
事務局（消費経済課長）	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、鈴木義仁会長、村副会長、席の移動をお願いいたします。
	～鈴木義仁会長、村副会長が席を移動～
事務局（消費経済課長）	それでは、議事進行を引き継ぎますので、会長、よろしくお願いいたします。

鈴木義仁会長	<p>議題 2 会議録確認者の選出について</p> <p>それでは、これから約2年間どうぞよろしくお願いいたします。まず、「議題 2 会議録確認者の選出について」ということで、消費生活審議会及び各部会では、毎回委員2名の方に持ち回りで会議録の確認をお願いしています。学校時代からこういう時はあいうえお順で、「あ」とか「い」から始まる方には本当に申し訳ないと思いますが、本日の会議録確認者2名は、荒井委員、池田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
荒井委員、 池田委員	<p>～了承される～</p>
鈴木義仁会長	<p>では、お二方、よろしく申し上げます。</p>
	<p>議題 3-1 第11次横浜市消費生活審議会部会構成について (案)</p>
鈴木義仁会長	<p>それでは「議題 3 第11次横浜市消費生活審議会の運営について」に入ります。お手元の資料2-1について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>資料2をお手元に御用意いただきまして、1枚おめくりいただき、資料2-1をお開きいただければと思います。御説明させていただきます。横浜市消費生活条例第7条に審議会の役割に関する規定がございます。</p> <p>市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項を調査審議し、消費者被害の救済に関するあっせん及び調停を行い、並びに消費者の消費生活に係る訴訟の援助に関する事項の調査審議をすることとなっております。また、消費生活に関する重要な事項について、市長に意見を述べることもできるとされております。</p> <p>審議会は20名以内の委員で構成されることとなっております。第11次審議会は、学識経験者6名、消費者代表5名、事業者代表6名の17名で構成されております。</p> <p>各部会ともすべて、学識経験者、消費者代表、事業者代表で構成されております。</p> <p>資料2-1の真ん中から下に第11次審議会の部会構成案をお示ししております。第11次では、第10次に引き続き、5部会の構成案をお示ししております。</p> <p>資料左上は、テーマを設定し、課題を抽出し、必要な施策について審議を行う施策検討部会で、年1回から2回の開催を予定しております。</p> <p>次に、右側の消費者教育推進地域協議部会につきましては、本市の消費者教育推進計画の作成等に関して意見を述べるほか、構成員相互の情報交換及び調整を目的としております。他の部会におきましても情報交換等をはもちろんしていただきますが、教育部会につきましては、「消費者教育の推進に関する法律」で定められました、消費者教育推進地域協議会の役割として情報交換が規定されているため、役割に明記させていただいております。</p> <p>また、こちらの部会には審議会委員の他に専門委員に御出席いただきまして、年に2回の開催を予定しております。</p> <p>2段目左側の、消費生活協働促進事業審査評価部会では、消費生活協働促進事業への応募団体の審査及び評価を行っていただく部会として、年2回の開催を予定しております。</p> <p>2段目右側の公募委員選考部会につきましては、次期審議会の市民公募委員の選考</p>

鈴木義仁会長	<p>を行っていただきます。平成 30 年度に 2 回の開催を予定しております。</p> <p>一番下左側の消費者被害救済部会につきましては、市長の付託により紛争のあっせん・調停を行っていただくこととなります。付託案件の発生により随時開催となりますが、付託案件がない場合には年 1 回の開催を予定しております。</p> <p>なお、資料 2 の 3 ページから 7 ページに、参考資料として各部会の概要を添付してございますので、お時間のある時にお目通しいただければと思います。</p> <p>御説明は以上でございます。</p> <p>第 10 次からいらっしゃる方は、この 5 部会でやってきたと御存知だと思いますが、初めての委員の方もいらっしゃいますので、御質問や御意見等がございましたらお願いします。</p> <p>～質問・意見なし～</p>
鈴木義仁会長	<p>それでは、第 11 次審議会の部会構成については（案）のとおり、従来通りの 5 部会としてよろしいでしょうか。</p> <p>～異議なしの声～</p>
鈴木義仁会長	<p>では、第 11 次消費生活審議会は、案のと通りの 5 部会で構成することとします。</p>
鈴木義仁会長	<p>議題 3-2 第 11 次横浜市消費生活審議会のテーマについて（案）</p> <p>それでは、本日の議論の中では中心的なテーマになろうかと思いますが、「第 11 次横浜市消費生活審議会のテーマについて」ということで、まず事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>御説明させていただきます。お手元の資料 2-2、9 ページになりますが、「第 11 次横浜市消費生活審議会のテーマについて（案）」を御覧いただければと思います。</p> <p>まず、「背景」について御覧ください。今年の 10 月に消費者裁判手続特例法が施行され、新聞などでも報道されていましたが、消費者被害回復訴訟が可能となりました。</p> <p>実際の被害を受けた消費者に代わって、特定適格消費者団体という国に認証を受けた団体が、まず、企業を訴え、その責任が裁判で確定したのちに、被害を受けた方を把握し、その方々の被害を救済していくという制度となります。このような制度が動き出している世の中の変化がございますので、事業者の方にも消費者契約法等の消費者関連法に関する知識が求められるようになっております。</p> <p>また、二つ目でございますが、第 10 次消費生活審議会報告で、見守りの新たな担い手の発掘として事業者や商店街との連携が必要といった報告がなされています。</p> <p>三つ目として、横浜市としましては、消費者教育の推進の方向性として、企業との連携などを掲げております。</p> <p>また、国においては、「消費者志向経営」という考え方も掲げられています。</p> <p>このような背景の中、横浜市として現在認識している課題でございますが、市内で事業活動していらっしゃる事業者の皆さまと連携していく必要があると考えておりますが、そもそも、市内事業者様と消費者施策について、情報連携する仕組みもござ</p>

いまして、情報提供が進んでいないといった課題がございます。また、背景の裏返しにはなりますが、市内事業者様や商店街の方々と御相談して、新たな見守りの担い手を発掘していく必要があります。

三つ目の課題ですが、企業との連携による消費者教育の推進を横浜市は掲げているのですが、従業員への消費者教育など、企業と連携・協働した、例えば、職域を対象とした消費者教育が進んでいないということが課題としてございます。

そのような課題を踏まえまして、今回は、『横浜市において市内事業者とどのように連携・協力していけるか』、というのを審議テーマ案として御提案させていただければと思います。

想定している事業者様というのは、市内中小企業や商店の経営者の方々がメインターゲットとなりますが、受け取り手の方に負担がなく、適時的確に役立つ情報をお伝えするにはどのような方法で、どのような切り口で情報を選び、お伝えするのがよいのか、事業者様の規模やビジネスモデル、B to CやB to Bといった業態の違いによる差はどうか、などを皆さまのお力をお借りして、整理していきたいと考えております。同様に、新たな担い手の発掘というものは、どのような方法がありうるのか、従業員教育としては、どのようなサービスを提供すれば、事業者様での従業員教育を活性化することができるのか、など、色々ございますが、掘り下げていきたいと考えています。

ここに掲げた1から4までの切り口をすべて網羅することができるかどうか、議論を始めていただけないとわからないのですが、まずは目標として掲げさせていただければと思っております。

ここで、資料を1枚おめくりいただき、裏面の「資料2-3 審議会での審議状況」を御覧下さい。第1次から第10次までの審議状況が並んでおりますが、8次、9次、10次と、消費生活にかかる実態の把握、新たな視点での消費者教育、地域おける高齢者の見守りと、このところは消費者に目を向けた審議テーマが続いています。横浜市の消費行政は、消費者サイドのみを見つめるのではなく、この審議会には学識経験者、消費者代表の方の他に事業者代表の方にも御参画いただいておりますように、事業者様からの視点でもテーマに取り組んでいただけたらと考えております。

なお、今年9月に第10次最後の審議会で、第11次に採り上げるテーマのアイデアをいただきましたが、その際の御意見としましては、子どもや若者に対する消費者教育や金融教育はどうか、という御意見を一番多くいただきました。この分野も非常に大切で、まだまだ、取組が必要であると考えてはおりますけれども、先ほどお伝えしました法制度の変更や、第10次の報告、国の方向性を踏まえ、今期第11次は、市内中小企業の皆さまや商店街の皆さまと、手を携えていくことが今、まずは必要であろうと判断し、案とさせていただきます。

子どもや若者に対する消費者教育の検討につきましては、現在、学習指導要領の改定が御検討中であるという話も聞いておりますので、その内容を踏まえての御審議をしていただけたら、と考えております。第11次審議会のテーマ案についての御説明は以上でございます。

鈴木義仁会長

ありがとうございました。ただいま事務局から第11次審議会の審議テーマ案ということで御説明いただきましたけれども、これまで第1次から第10次の間で事業者に関するテーマでの審議があまりされてこなかったことも含めて案の提示がありま

	<p>したけれども、第 11 次審議テーマに関しまして御意見や御質問等がございましたらお願いいたします。はい、大澤委員。</p> <p>御説明ありがとうございました。2 点お伺いしたいのですが、方向性といましては賛成いたします。市内事業者との連携・協力の仕方や情報の伝え方というのは、従来の審議会のテーマにはありませんでしたし、今後、消費者裁判手続特例法もそうですけれども、現在検討中である消費者契約法の改正なども踏まえて、法改正の内容やそれに伴う想定される事例等について知らせていくということは重要であると思えますし、資料に書かれております「連携」や「消費者被害の防止」という観点にも賛同いたします。</p> <p>その上で 2 点お伺いしたいのですが、まず、資料の中で「見守り」という言葉が何回か出てきております。先ほど、テーマを考える際に他の候補として挙げたものとして、若者の消費者教育というテーマもあったということですが、この資料で「見守り」という時、誰を見守るのか、ということがございます。おそらくこれまでの審議会で、前回第 10 次では「高齢者の見守り」と書いてあります。一般的かはわかりませんが、私の理解では、「見守り」と言われるとまず高齢の方を地域で見守っていくということが思い浮かびます。そこに限定されているわけではないのかなと思いつつも、「見守り」という言葉が出てきましたので、対象はどのように考えておられるのかな、ということでございます。もし、高齢者に限定しているということではなければ、「見守り」という言葉が適切かどうかということはあるかもしれませんが、今、若者につきましても成年年齢の引下げが実現されようとしており、18 歳からの方が成人とされるかもしれないということがありますので、若い人たちに取引のあり方などを知ってもらうための共有・連携もありうるのではないかと、こういったことも「見守り」の対象に入りうるのではないかと思います。そうしますと、第 10 次委員から出された御意見にも合致してくるのではないかと思います。</p> <p>もう一点は、テーマですが、単純に形式的な名前の確認ということですが、9 ページの下の二重かぎカッコで書かれている『横浜市において市内事業者とどのように連携・協力していけるか』という、こちらをテーマにするということでしょうか。</p> <p>それとも、もうちょっとテーマらしいと言いますか、と言いますのは、過去の審議テーマを見ますと、『〇〇の在り方について』などと書かれております。例えば②などですと、「消費者被害防止をめぐる事業者との連携のあり方」とかですね、ちょっとテーマらしいものになるのかと。この案がダメだと言っているわけではないのですが、確認をさせていただければと思います。趣旨としては賛成いたします。</p>
鈴木義仁会長	事務局から、お願いします。
事務局（消費経済課長）	<p>事務局といましては、もともと、「見守り」につきましては、第 10 次の報告をまず受けて、ということになりますので、今回提案させていただいた事務局の考え方としましては、あくまでも「高齢者の見守り」をするにあたって事業者とどのように連携していけるかということイメージしております。議論の方向性によって、高齢者に限定するべきではないということであれば、それを遮るとい趣旨の考えではございませんが、提案の意図としては高齢者というように考えております。</p> <p>また、テーマ、題名としましては、確かに言いたいことを精いっぱい書いた、とい</p>

	<p>うようなものでございまして、格調高くないということがございますので、もし、よろしければもっと適切な題名に、皆様の御議論の中で洗練されたものにしていただければと思っております。以上でございます。</p>
鈴木義仁会長	<p>他にございますか。どうぞ。</p>
榎本委員	<p>私は市の工業会からきております。その意味では中小企業で、こういった情報提供等を受ける側ということになります。今、企業で一番問題になっているのは、今日も役員会でも挙がりましたけれども、電通の時間外労働から生じた問題がありますね、ああいったことに対しては企業は取組まない大きな問題になってしまいます。ですけれども、消費者教育などに関しては、別に法律で定まっていって取組まないといけなとか、それによって会社が傾いてしまうなどの大きなデメリットを与えるものではないので、言っていることは正しくても序列というか、いかにして優先度を上げていくのか、ということを考えなければならないと思います。「教育をします、ただでしますよ。」と言われても、その時間は社員を拘束されるわけで、その社員たちが働くべきお金が別のところに動いてしまっているわけです。ですので、何らかの取組むことによるメリットということについても必要ではないかと思えます。</p>
鈴木義仁会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。石川委員、どうぞ。</p>
石川委員	<p>確認ですが、「市内事業者」ですけれども、こちらが意味する対象は何かと素朴に思ったんですね。先ほど御説明で、市内の中小企業あるいは商店街というようなところを中心にしたいというお話がありましたが、市内事業者という幅広いですよね。例えば神奈川県横浜市以外のところに本社があり、横浜市内に事業所や支店があるとか、あるいは東京に本社があって市内に事業所があってそこで事業展開している場合もあります。そういったところも市内事業者の対象にしていると言ってよろしいでしょうか。そうすると、中小企業と商店街ばかりではなくて、市内で事業展開している企業はたくさんありますけれども、そういったところを含めるのか含めないのか、含めないとするとうどんといった線引きをするのか、と疑問に思います。情報提供があまり進んでいないのであれば、広く市内の事業者には提供していくべきだということに私は思いますけれども。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>事務局としましては、10月の法改正があった時に、大企業ではそれなりに準備をして、体制を組んで対策を打っているという報道がいろいろありまして、企業の大きさによってはそれなりに十分な対策が打たれている状況がある中で、私ども横浜市としましては、市内の経済活性という点もございますので、やはりあくまで市内で事業展開されていらっしゃる皆様へアプローチしたい、特に大企業でない皆様に何かお役に立つことを提供していきたいという元々の発想がありましてこの議論をしておりますので、ここに本社がなければ除外するとか、本社が東京にあったら除外するとかいった意図はございません。</p> <p>御自分たちで対策を打つにはちょっと苦しい、比較的中小の企業の皆様に、それこそ先ほど御意見をいただきましたが、どういったメリットを御用意できれば皆様に関心を持っていただけるような工夫ができるのか、というようなことをぜひ論点にして</p>

石川委員	<p>いきたいということがあって御提案しております。例えば、本社がどこにあるのかということは重要な論点ではないというのは間違いないですけれども、人数で区切ったりということを実時点では意図しておりません。</p> <p>事業規模で線引きするのではないとすると、線引きはどこですのでしょうか。要は情報の伝え方は、先ほどビジネスモデルのこともおっしゃっていましたが、何をターゲットにするのかということをおあらかじめ決めておかないと、情報の伝え方って難しいと思いますよ。</p>
事務局(市民経済労働部長)	<p>ターゲットも含めまして、皆様に御議論いただいて決めていただいて構わないと考えております。審議会でご議論いただいて、テーマも決めていただくと。お示ししているものは案でございますので、テーマについても対象についても委員の皆様の御議論でお決めいただければよろしいと思います。</p>
石川委員	<p>私はどなたに質問すればいいのでしょうか。</p>
鈴木義仁会長	<p>事務局からは事務局の案として示されており、事務局としてはどういう考えかという説明をされているわけです。</p>
村副会長	<p>テーマの議論に入る前のテーマの案をお示しいただいた趣旨も含めて、横浜市の審議会の審議の運営の仕方も含めてよくわかっていないので、少し頓珍漢な質問になるかもしれませんが、質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>資料2の10ページを見ますとこれまでの審議状況ということで、第1次から第10次まで、審議テーマと最終的にどうとりまとめをしたのかということについて、おまとめいただいております。過去からの状況が非常によくわかりますので、貴重な資料を作成していただいていたよかったですと思いますが、審議テーマのところを拝見すると、カッコ書きのところ結論なのだろうと思います。1回目が答申ですね、2回、3回目が報告、4回、5回目が答申、6回目が報告で7回目が提言、8回目以降が報告というようになっています。答申というのはおそらく市長からの諮問事項があって、諮問事項について検討、議論して答申として市長に提出したのだろうと思います。</p> <p>過去に報告と提言があるんですね。報告が一番多いということで、資料2-1のところ消費生活条例第7条が示されておりますけれども、第2項のところ諮問がなくても、消費生活に関する重要な事項について、市長に意見を述べることでできています。過去を見ると市長から諮問があったのが3回で、他はおそらくこの7条の第2項で意見を述べていると。</p> <p>今回、第11次の事務局の進行を拝見していると、今回は諮問はないということですね。ということで条例第7条第2項でやっていくと。そうするとこの審議会では自ら審議会としてテーマを見つけて、それについて議論をして市長に意見を述べると、そういう会議になるという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>説明が足りないところを補っていただきありがとうございます。御指摘いただいた通りでございます。基本的には御意見をいただくこととお決めいただき、御意見をいただくということで考えております。</p>

村副会長	<p>そうだとすると、資料のテーマ案というのは条例第7条第2項に基づいて、事務局としては今こんなことが課題として考えられるから、検討いただいたらどうかという提示をいただいたという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>はい。おっしゃる通りでございます。</p>
村副会長	<p>だとすると、このテーマでいいのか、このテーマだとした時にどのように設定していくのかも含めて、事務局への質問ということではなく、十分にここで議論してテーマを絞り込んで議論の土俵を作る、ということをして今日やった方がいいということですね。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>ありがとうございます。</p>
村副会長	<p>差し出がましいことを言って申し訳ありません。</p>
鈴木義仁会長	<p>いいえ。ありがとうございます。</p>
村副会長	<p>自由に御意見を言っていただければよろしいのではないのでしょうか。</p>
鈴木義仁会長	<p>ということでございますので、テーマ自体も実はこの案に限ったものではありませんので、あくまで事務局としてこういうテーマでやったらどうかということで、事務局としてこういうふうを考えて提案した、という説明を今していただいたということです。こういう前提で御意見等ございますでしょうか。</p>
松葉口委員	<p>よろしいでしょうか。テーマなんですけれども、横浜市において市内事業者とどのように連携・協力していけるか、の主体はどこになるのでしょうか。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>横浜市が、でございます。所管としましては経済局消費経済課であるとか区役所とかセンターであるとか、いくつか部署はございますので、今の時点で私ども消費経済課が、と限定しているわけではございません。横浜市が消費者行政を推進するにあたってということになりますので、主語は私ども横浜市ということになります。</p>
佐藤委員	<p>先ほど、事業者の範囲ということがございました。私どもの会員は企業のお客様対応部門ということになりますけれども、東京に本社があるという企業も数多くあります。横浜に支店や営業所を抱えている会員企業は非常に多くありますけれども、私も現在出向でA C A P (公益社団法人消費者関連専門家会議)におりますけれども、元々は某金融機関におりまして、横浜支社がでございます。関内には営業所がでございます。そういった支社や営業所は、やはり地元の消費者と連携を保ちたいと思っております。お祭りがあれば参加させていただいたり、そのように地元と密着し、愛され、信頼される企業になりたい、ということでございますので、本社がどこであるかに関わらず、この横浜市で事業展開し、地元と密着している大手ということも全部含めた</p>

	<p>上で消費者とどのようなパイプを築いていき、やっていくかということを考えていくのではないかと、先ほどの御質問の中から印象を受けました。</p> <p>話は少し進みますけれども、私どもでは従業員教育において、自分たちの業界での知識等を伝授、ではないですけれども、情報提供をして賢くなっていただいて、苦情等のやり取りをすることがなくなるようにやっていきたいと思っているだけに、消費者教育と言ったらおこがましいですけれども、情報提供をしていきたいということで、市内事業者とは、広く市内で対応している事業者が枠組なのではないかと思えます。</p>
鈴木義仁会長	<p>ありがとうございます。</p>
長尾委員	<p>市内事業者の枠組みのお話しが出ておりますけれども、先ほど会長がおっしゃられましたように、事務局から御提示されたテーマの案ですけれども、これ以外にもテーマはありうるということもおっしゃられておりましたので、まずは、「市内事業者とどのように連携・協力していけるか」をテーマとするのかということを決めてから、中身についても少し詰めていった方がいいように感じますけれども。</p>
榎本委員	<p>そうしますと、「これとこれとこれがあります。そのうちのどれを選びますか。」というものがないと、このテーマ案自体がいいのかどうかも、他の案がなければどうしようもないのではないかと思います。</p>
鈴木義仁会長	<p>テーマについては、事務局からの提案がありましたけれども、他に委員の皆様で「こういうテーマではどうなんだろう」というような御意見があれば相談したいと思います。それでいかがでしょうか。大枠のテーマとしてはこれでいいのか、別であればどういったテーマでと。</p>
長尾委員	<p>私としましては、これでテーマはいいのではないかと考えておりますけれども、もし皆さんがこれでよければ、よいということを決めてから次の議論に入って行った方がいいかなと思いました。</p>
鈴木義仁会長	<p>いかがでしょうか。テーマ的には事務局案でよろしいということであれば、中身についての議論をしていければと思いますが。</p>
村副会長	<p>横浜市において市内事業者とどのように連携・協力していけるか、というテーマですね。①から④のところを見ますと、別に市内に本店がある中小企業に限定しているわけではないようですが、なんとなく、直接消費者と接点がある事業者を想定しているのではないかと感じます。</p> <p>例えば、景品表示法を遵守していないで措置命令をメーカーが受けたりとか、消費者問題で事業者側の理解を得る、または、消費者にどういう風に正しく伝えていくかというような。事業者側の認識が不十分な場合もあるわけです。例えば、メーカーがきちんと表示をつけることによる消費者との接点、あるいは製品の安全性などの場合も、メーカーが製品を作って取説なども付けて警告表示をつける対応をした時に、それで十分なのかというようなこともあろうかと思うのですけれども。そういったこと</p>

鈴木義仁会長	<p>も含めてこの連携・協力というのを見ると、議論が拡散してしまうと迷走してまともになくなってしまいますので、直接消費者と接点を持つ事業者というようにするかということとは明確にしておいた方がよいのではないのでしょうか。規模よりも大事なのではないかと思います。</p> <p>ありがとうございます。事業者の規模ですとか、どこにあるのかということよりも直接消費者と接する事業者というところで線引きと言いますか、対象を絞るかという御意見をいただきましたけれども、私の方は最初からもう、消費者と直接の接点がある事業者だろうな、と頭の中に入り込んでいたものですから、ここら辺の問題点には気づかずスルーしてしまいましたけれども、確かに色々な事業者がいらっしゃいますので、全てを対象にしてしまうと問題が拡散するのではないかという気がいたしますが、この点についてはいかがでしょうか。テーマと若干関連して中身に入ってしまうのですが、とりあえず間口は直接消費者と接する事業者に限定せず、広く事業者とした方がよいのか。</p>
榎本委員	<p>私は村先生がおっしゃられたような方がピンときます。工業の分野におりますと、原料や部品を協力会社に納めて、ということですので、そういう時に消費者との関わりはあまりないのですね。何か口に入る物とかでないあまりピンとこないということがあります。</p>
大澤委員	<p>今のお話しに関連してですけれども、資料の「背景」のところ、消費者裁判手続特例法などの、というように書いてあります。「など」がついているので裁判手続特例法に限定しているわけではないとは思いますが、消費者裁判手続特例法というのは、人身損害や逸失利益、慰謝料などもカバーされませんので、必然的に取引によって消費者が被害を受けたものに限定されてくるのですね。イメージとしては、今、委員の皆様がおっしゃられていたように直接消費者と取引をしている、お店で物を売っているとか食事を提供するとか、そういう事業者を対象にするというのが第一のイメージなのではないかと思います。特例法が前提にある時点で部品を作っている事業者さんなどは入ってこないのではないかと思います。</p> <p>金融機関さんなどで取引の場面で見守りに入って行くとかそういうことではないかと思えます。今の時点から狭く考える必要はないのかもしれませんが、必然的にそうなるのではないかと思いました。</p>
大森委員	<p>よろしいでしょうか。私は事業者団体に勤めておりますけれども消費者として生きております。事業者に情報提供をするというのは事業者側として、また、見守る側として、どのようなイメージの世界が出来上がればいいのか、ということがちょっと見えてきません。こんな世界を作り上げたいから、こういうことの情報提供をするとか、わかりやすいものがあつた方がいいと思えます。資料を見ていると、対象等が限定されているわけではないように感じます。すべてが入れ子になっていて、事業者側も家に帰れば、父ちゃん、母ちゃん、じいちゃん、ばあちゃん、子どもに対して「気をつけなよ」ということは言うし、また、自らが作っていく立場として気をつけなければいけないことがあります。そのようにフラットな形にしてどんどん見守りが広がっていくというイメージにも受け取れます。どういうイメージを目指しているという</p>

鈴木義仁会長	<p>ことが解れば、対象等も定まっていくのではないかと思います。</p> <p>ありがとうございます。事業者への情報提供ということは、仕事をする上で守るべき、知っておくべき情報を知らせるということもありますし、経営者も含めて消費者としての側面も持っているわけですから、消費者としてどういうことに気を付けるべきかということについて情報提供していくということもあると思います。</p>
村副会長	<p>事業者に対する情報提供と言った時に、事務局の整理ですと、③は消費者教育推進法で今一番すぼっと抜けてしまっていて、計画も非常に立てにくいというようなエアポケットみたいな状況になっているのが、企業などにお勤めをされている方に対する消費者教育であると。消費者行政の手も全然届いていない、要するに消費者講座などを平日の真昼間にやっておりますから、お仕事を持っていらっしゃる方はそこには行けないということがあります。そういう意味でいうと、従業員も消費者ですよ、と、従業員に対しての消費者教育をやってくださいということではないかと③については思います。①については、私のイメージで言いますと、例えば、私は東京都の仕事も色々としているんですけども、東京都の場合には特定商取引法や景品表示法についての調査や処分の権限を持っているわけですね。立入検査に入りますと、中小企業などですと「なんですか！」とびっくりされてしまうんです。それで都の職員が「お宅は景品表示法に違反していますから」と説明すると、「なんなんですか、その法律は。いきなりそんな処分とか言わないで、最初にちゃんと教えてもらえれば守りますよ」みたいなことが中小企業だと結構あるそうなんです。例えば、クレジット協会さんに属しているとか、訪問販売協会さんに属しているとか、そういう事業者であったら、きちんと勉強されたりしているのだと思うのですが、中小企業のすべてがどこかしらの業界団体などに所属して勉強する機会があるわけではなく、商工会議所などできめ細かく対応されているのではないかと感じておりましたが、「そこまで対応できていません」ということでした。</p> <p>東京都も別に処分したくてしているわけではなく、ルールを守ってもらいたいと。守っていないから仕方がなく処分ということで、事前に知ってもらうことで適正な事業活動をきちんとできればそれがベストな状況なのです。</p> <p>そういったことで、何年か前から、消費生活センターですと消費者支援の機関ということになりますので、都の場合は消費生活センターと本課が分かれておりますので、本課の方が調査や処分をしておりますから、本課の方で事業者に対して特定商取引法や景品表示法等について、法律の概要や守っていただくべきことなどを、中小企業向けの資料を作ったり研修をしたりということを、試行錯誤しながら取組みはじめています。</p> <p>事業者の方は自らきちんと業界団体や顧問弁護士などと接点を持ち、勉強してやってくださいということは、中小企業ではそういう風に言われたとしても十分に対応できないところがありますので、そういうことについて横浜市でも業界があれば可能な範囲で取組むということをはじめてはどうか、というような議論の仕方はあるのではないかと思います。ひいては、消費者被害の防止と適正な事業活動の推進として、きちんとやられている事業者の方が伸びていく、ということであれば横浜市とWIN—WIN の関係になりますので、そういう議論の広げ方もあるのではないかと思いますがいかががでしょうか。</p>

鈴木義仁会長	<p>村先生ありがとうございました。私の場合は①というところ、消費者契約法が念頭に浮かびます。適格消費者団体を目指す消費者団体の理事をしているものですから、差止請求をあちこちの事業者に出しています。全く悪意はなく昔ながらの契約書をそのまま使っている、という事業者があります。消費者との間の契約で消費者契約法が適用されると、内容・条項が消費者契約法と照らし合わせていかなものか、というようなものが実は結構あります。おそらくそういったことを知らないのだと思います。請求を送りつけますと、顧問弁護士さんなどと相談されて、「確かに御指摘のとおりでございました。以後改善します」というようなことがよくあります。今は差止請求だけです、契約書の内容を変えればそれで済みますけれども、そのうちにはその契約によってお金をいっぱい取られてしまうという被害と認定されて、被害回復のためにお金を吐き出さなければならないという企業も出てきてしまう恐れもあります。事業者に対しても正しい情報を伝えるというのは重要ではないかなと思います。</p>
大森委員	<p>一つ追加してもよろしいでしょうか。私どもの協会は、瓦の葺き替えをする事業者が、会社組織で動いていれば会社なり組合、上部の団体から、訪問して勧誘、販売すれば特商法で決められたルールのもとにやっついていかないといけない、ということ教えられ、わかっています。しかし、行政処分を受けたようなところでは、きちんと知らない、もしかしたら知っている上でわざと守っていないのではないかなと思うような、そういう性質が見えてくる場合もあります。それはリフォームであるとか瓦の事業者であるとか壁の塗り替え事業者であるとか、一定のアウトロー的なところがあります。</p> <p>そういう事業者にどうやって法律を教えていく、守らなかつたらこういうことになるんだよ、ということをお教えしていきたいと、今年全国4地区で講習会を開催して役所の方に講師になっていただきましたが、そういった問題のある事業者に案内状をどうやって出したらいいのかもわからない、どうやって誘ったらいいのか、住所すらわからないし、組合に声をかけても反応してくれない、直談判で行くしかないのかな、とは思っています。</p> <p>事業者も含めて法律などをぜひ知ってほしいというのであったら、私どもでできることがあればぜひやっていきたいと思えます。直接出向いて行ってということもあると思えます。そういった人たちが問題を起していることで、訪問販売業者のイメージが悪くなっていて特商法などで規制が強められていくということは当然あるわけですね。</p> <p>どこにどうい事業者がいるかわからない、看板を架け替えてしまうといった場合もあります。こういったことが問題意識としてあります。</p>
鈴木義仁会長	<p>ありがとうございます。さて、テーマに関してですけれども、ここでいう事業者とは中心となるのはやはり、消費者と直接接する市内事業者と横浜市がどうやって協力・連携していけるか、ということで進めていってよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">～委員了承～</p>
鈴木義仁会長	<p>続いて中身のことに少し入って行かなくてはならないのですが、色々に関連した御</p>

<p>松葉口委員</p>	<p>意見をいただいたと思いますけれども、市内事業者と言っても市内に本店や本社があるところに限らず、市内で事業をしている事業者ということでよろしいですかね、特に排除する理由はないと思いますので。そのほかにも御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>少し視点がずれてしまうのですけれども、④に入るのか、その他になってしまうかもしれないですけれども、今お話しされていたのは、市内事業者へいかに法律を中心とした最新の情報を発信していくのかという観点が強かったと思うのですけれども、学生と絡んでおりますと一般の方たちに消費者啓発をしていく上で、横浜市にはサッカーチームが4チームあるらしいのですけれども、野球もベイスターズであるとか。そういうイベントがある時に色々な人が集まってきて、ブースが設置してあって色々なものが販売されていると。そういったところと連携すると、なかなか普段では触らないものも手にしやすいのではないかという、安易な案が出てくるのですけれども。そういったものは、まだ内容には入ってこないでしょうか。</p>
<p>事務局(消費経済課長)</p>	<p>ターゲットはやはり消費者の方ということになりますね。</p>
<p>松葉口委員</p>	<p>そうですね。消費者啓発になりますね。どちらかという事業者とどう絡んでやっていくのかという。</p>
<p>鈴木義仁会長</p>	<p>事業者との連携・協働の取組の中には入ってくるのではないのでしょうか。</p>
<p>松葉口委員</p>	<p>③だと従業員教育としての、になってしまうので、市内事業者と連携・協力した消費者教育の推進といった感じになりますけれども。そういったものも入ってくるのではないのでしょうか。</p>
<p>鈴木義仁会長</p>	<p>イメージ的にそういった御意見をお出しただければ含まれると思います。</p>
<p>松葉口委員</p>	<p>こういった取組みなどについても審議の中で御検討いただけたらと思います。</p>
<p>鈴木義仁会長</p>	<p>資料では確かに従業員教育としての消費者教育、とあって、市内事業者と連携・協力した消費者教育という例示はされていませんが、これはいかがでしょうか。</p>
<p>大澤委員</p>	<p>④の趣旨をお伺いしたいのですが。適正な事業者を選択するための消費者教育の方法等、というのは消費者向けにということでもよろしいのかと思うのですが。仮にそうだとすれば、今の松葉口委員からの御意見は当然入りうるのではないかと思います。例えば、今、ベイスターズなどは非常に若いファンが増えていますから、そういうところと協働して何かできないか、ということは、手っ取り早いと言ったらちょっとよくないですけれども、こういった取組みであれば高齢者というよりは比較的若手、ジュニア向けのお話しになると思うのですけれども。私は先ほど見守りの対象についてお伺いしましたが、別に高齢者に限る必要も本来はないはずなので、そういった意味からも④のところに含まれるのではないかと思います。</p>

鈴木義仁会長	<p>先ほど少し触れましたけれども、見守りの対象ということについて、事務局側では高齢者を念頭に置いていたということでしたけれども、高齢者に限る必要はないのではないかという御意見も出ておりますので、成人年齢の引き下げで18歳といえば高校生ですから、今後どうなっていくのかと。今は幸い、20歳以上ということになっておりますけれども、見守りの対象が必ずしも高齢者に絞る必要はなく、あらゆる消費者でもいいのではないかということですが、いかがでしょうか。</p>
松葉口委員	<p>手っ取り早い話ですと、色々な啓発冊子であるとか情報紙を作っていってしまえばいいですね。そういったものをイベントなどの会場に置くということだけでも違うのではないかと。若者たちが集まってくる場所などに、置く先を拡張していくとか。そういったところにはスペースもあるらしいんですよ。「ここだったら必ず目に留まるはずだ」というような。こういうことは、手間をあまりかけずに効果を期待できるのではないのでしょうか。そのような事業者との連携を考えられてもいいと思います。</p>
高橋委員	<p>区で消費生活推進員として活動しておりますけれども、啓発資料は若者編、高齢者向け、あともう一つ、3つくらいの種類で綴じ込みで各主要な場所に置いてあって、クーリング・オフの仕方なども載っています。見守りの場面でも、高齢者だけではなく若者についても情報は出していますので目にはつくと思います。</p>
鈴木義仁会長	<p>そういった資料は対象によって種類や内容が違うのでしょうか。</p>
高橋委員	<p>対象によって異なっており、対象にとってわかりやすいものになっています。</p>
佐藤委員	<p>この③の意味がみなさん共通認識を持てているのかということが心配になりました。難しい日本語だなと思いました。「市内事業者による従業員教育としての消費者教育の推進」というところで同じような認識を持てているのか、と。従業員ではなく従業員に対して教育をするというのが、私にはすとんと落ちてこないところがあるのです。事業者は自分たちの企業に勤めている社員にも消費者教育をしなければならぬと、実際は全然取組んでおりませんが、やらなくてはならないと。一方で、地元の消費者への啓発であるとか情報提供であるとか、行政と協働して参画して推進していくやり方とかは色々あると思うのですけれども、どういう場面を指しているのかということが私にはちょっとすとんと入ってこないのです。</p>
鈴木義仁会長	<p>確かに言葉としては分かりにくいですね。まず、市内事業者に勤めていらっしゃる従業員に対する消費者教育が含まれているのは間違いのないですね。もう一つの、従業員がというより、会社として、事業者として地域の消費者などに対して行う消費者教育も含まれるのではないかと。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>事務局としてこのようにしている意図としましては、日本語があまりこなれておらず大変申し訳ございません。書いた側としましては、③の方は先ほど村先生がおっしゃられておりましたけれども、現状ですっぱりと政策として抜けてしまっている、事業者というよりも従業員教育としての消費者教育をイメージしております。④の方につきましては、先ほど松葉口委員がおっしゃられておりました事業者が提供する消費</p>

鈴木義仁会長	<p>議題4 平成29年度消費生活協働促進事業について</p> <p>それでは議題4の「平成29年度消費生活協働促進事業について」ということで、これは資料の3になろうかと思えますけれども、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>それでは平成29年度事業の募集要項について御説明させていただきますので資料の3-1、3-2、3-3ということになります。メインは資料3-1で御説明させていただきます。お手元に御用意下さいませ。</p> <p>「消費生活協働促進事業」につきましては、昨年度実施させていただいた際に、提案団体向けの募集説明会でいくつか質問がございましたので、御質問があった点については分かりにくかろうということで今回、軽微な改正のみをさせていただきたいと考えておりますので、御説明させていただきます。</p> <p>まず、資料3-1が今回の案となります。資料3-2は新旧対照表となっております。新旧対照表は改正の該当部分のみを抜粋して掲載しております。</p> <p>それでは、まず、資料3-1を御覧下さい。赤字で書いてあるところが、修正箇所となっております。まず、上の吹き出しで「悪質商法」というところが赤字になっておりますが、元は「消費者被害の未然防止」という言葉が入っていましたが、もう少しキャッチーな言葉に変えたいということで、「悪質商法被害の未然防止」と掲げさせていただいております。また、年度及び日付を変えております。それから「費用は横浜市が補助します」という、この事業の一番大事なところが前回入っておりませんでしたので、そこを表紙に掲げさせていただいております。</p> <p>おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。「2. 募集内容」の事業提案のポイントに『4. 「横浜市在住、在勤、在学」の者を対象とした事業であること。』という文言を追加しました。こちらは前回の時に載っておりませんでしたので、わかりにくかろうということで今回明記させていただくこととしました。</p> <p>続いて、3ページを御覧ください。こちらについては少しわかりにくいため、新旧対照表の2ページを御覧下さい。テーマが分かりづらかったため、消費者市民社会についての説明をわかりやすい表現に工夫させていただきました。読み上げさせていただきますと、「人や環境を守る持続可能な社会を作るために、人や社会・環境に配慮してモノやサービスを選ぶことやこれらを意識した暮らしをすること」ということを、「消費者市民社会の実現」の理由としております。</p> <p>今回は、「より良い社会を創るために、自らの消費行動が社会や環境に与える影響を考えて自ら行動していくこと」という説明だったのですが、若干堅い表現ではないかということがございましたので、こちらについては神奈川県でも同様の事業がございまして、そちらも参考にさせていただきながら、少しでもわかりやすい表現をということで提案させていただいております。</p> <p>3-1の3ページにお戻りください。平成28年度に採択された団体の取組事例を参考例として掲載させていただいております。続いておめくりいただき、4ページを御覧ください。こちらは、事業提案の参考として本市の施策や取組を紹介するページになりますが、4つ目の項目に、第10審議会で御審議いただいた報告書の内容を追加しております。続いて5ページを御覧ください。こちらにも新旧対照表をあわせて御覧いただく方がわかりやすいと思えますので、新旧対照表の方も5ページを御覧下さい。対象経費の説明が割と簡単であったために、わかりづらく、団体様によって経費をどこに計上するかというのがずれていることがございましたので、補助の対象と</p>

	<p>なる経費の例や収支予算書の記入例を記載しておりますが、よりわかりやすく、又、記載内容を統一するため、修正しました。団体様が計上する経費はこの中のいずれかに必ず書いてあるようにという形に修正しました。一枚おめくり下さい。「3. 応募資格」の(2)活動拠点について、「事務所の所在地を市内に有すること」という説明を追加しました。これは、「市内団体の活動を支援する」という当該事業の考え方を反映したもので、前回の説明会の際、質問がありましたので追記いたしました。また、その次の「4. 事業の実施期間」について、注意書きを追加しました。採択団体が5月に決定した後、契約締結等の諸手続きを行う関係で、事業実施期間を6月以降としております。講座の実施を検討する場合などは、会場確保や周知期間等を考慮したうえで、事業計画を立てていただくようにするため、追記しました。続いて、7ページを御覧下さい。「5. 申請の手続き」の注意書きを一点、追加しております。申請の際、団体の活動計画書や収支予算書を御提出いただくのですが、団体ごとに総会の時期が異なることもあり、前回の説明会の時に質問がありましたので追記をしております。「6. 提出書類の受付」は日付の修正でございます。次、おめくりいただき、8ページを御覧下さい。日付は新しいものが入っております。また、プレゼンテーションの順番ということで、事務局による抽選であることを明記しました。抽選方法を変更したということではございません。最後に10ページを御覧下さい。こちらにつきましても日程の更新を行いました。募集要領の主な改正内容は以上です。</p> <p>最後に資料3-3を御覧下さい。こちらは、事業の周知用チラシです。昨年まではチラシがなかったということで、事業を紹介するためのチラシを作成させていただきました。来年度事業の周知から新たに配布をする予定ですので、参考に御覧ください。駆け足でございましたが、御説明は以上でございます。</p>
鈴木義仁会長	<p>ありがとうございました。初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、消費生活協働促進事業の概要を御説明いただけますか。一応御説明いただいた方がよろしいかと思えます。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>申し訳ございません。資料を戻っていただきまして、資料2-1の参考③を御覧いただければと思います。</p> <p>「消費者市民」ということで適正な消費者として生活していただくための、「消費者市民社会の実現」や、「消費者被害の未然防止」といった目的を実現するために、市内の活動団体の皆様から自由な発想で事業案を御提案いただき、審議会の中で部会を一つ構成していただきまして、部会の皆様に審査をしていただき、団体の事業案を選んでいただくという事業を実施しております。28年度の状況を載せてございますけれども、28年度は8団体から申し込みがございまして、御審査いただきました結果、2団体が選定されたという形になっております。28年度につきましては消費者市民社会の実現に向けた取組という区分で、特定非営利活動法人森ノオトという団体と、特定非営利活動法人横浜コミュニティデザイン・ラボという2団体が選ばれておりまして、それぞれ「横浜産の調味料で地産地消と食の安全を学ぶ連続講座」というテーマの事業と、「地域を知る」「エシカルを知る」ソーシャルな消費者養成講座」というテーマで御提案いただいた内容で、現在事業を実施していただいております。</p> <p>こういった団体を部会の皆様にお選びいただくのですが、毎年新しく募集を致しますので、どうしても一年間かけて事業を実施していただくために、早めに募集をかけ</p>

鈴木義仁会長	<p>たいということで、1月からチラシを配布し、2月に説明会を開催し、3月に募集受付をするという段取りになりますので、時期は少し早いのですがこのタイミングで御説明させていただきました。</p> <p>実際の協働部会の開催の日程でございますとかヒアリングの日程などにつきましては、別途部会の皆様と御調整させていただきたいと思っております。以上でございます。</p> <p>ということで、消費生活協働促進事業審査評価部会の方には、これから応募されたものについて、審査していただくという形になりますけれども、募集に関しては今日この場で募集要項やチラシの案について御承認をいただかないと、時間的に厳しいということがございますので、御説明いただいたということになります。募集要項につきましては、わかりにくかった点を明確にしたとか、新たにチラシを作られた、ということですが、何か御質問とか御意見はございますでしょうか。</p>
大澤委員	<p>資料3-1の5ページの対象経費例のところなんですけれども、私は以前この協働部会に所属していたこともありますので、事業のことはわかりますし、その頃は確か対象経費は消耗品と交通費とその他でしたので、非常にわかりやすくなったのではないかと思います。細かくて申し訳ないんですけれども一つだけ、「ケのその他、事業に必要な経費」というものと「コ その他、市長が必要と認める経費」の中身は多分違うんですね。その他が並んでいますので。</p> <p>というのはその下の記入例を見ますと、「その他必要経費」には、ケのところ为例示されている食材費であるとか振込手数料が相当するという事なので、これはあってよいと思うのですが、「コ その他、市長が必要と認める経費」というのは、「ア」から「ケ」に直接は該当しないけれども認められたもの、ということよろしいでしょうか。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>はい。基本的にイメージとしては本来、計上されるであろう経費は「ア」から「ケ」のものであろうと思っております。これらには該当しなくて、「例には載っていないけれどもこういう使い方をしていいだろうか」等相談があった場合に、事前に御相談していただき、場合によっては特例として「それもありませんね」という余地を残したものが「コ」なものでございますから、基本的に記入例にふつうは「コ」はあまり出てこないのではないかと想定して出していないということでございます。</p>
大澤委員	<p>そうなのではないかとは思っていたのですが、仮にそうであるとしたら、対象経費例のところにはアからケにして、「ア」から「ケ」以外にも市長が必要と認めた場合には…」ということは別に記載した方がいいのではないかと思います。その他が2つ出てくるので、関係がちょっとわかりにくいのではないかと思います。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>御指摘ありがとうございます。確かにその通りだと思います。</p>
鈴木義仁会長	<p>確かに「その他、その他」ではわかりにくいかもしれません。他に御意見や御質問はございませんか。よろしければ、今御意見のあった箇所について修正をしていただく対応をお願いいたします。</p>

事務局(消費経済課長)	<p>ありがとうございます。修正いたします。</p>
鈴木義仁会長	<p>議題5 その他 それでは、「議題5 その他」ということで、事務局からお願いします。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>本日は長時間にわたり、ありがとうございました。事務局から今後の予定について御説明させていただきます。</p> <p>先ほどスケジュール案を御確認いただきましたとおり、第1回の施策検討部会の開催が次の開催予定でございます。後日、部会所属の委員の皆様には日程調整表をお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>その他の部会につきましても、開催予定時期の1か月から2か月前くらいに、事務局から日程調整表をお送りさせていただく事となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、源泉徴収票・給与支払報告書作成事務にかかる個人番号の提供について御協力をいただきありがとうございます。事務局への御提出及び確認がまだの委員の方におかれましては閉会后に受付させていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。本日はありがとうございました。</p>
	<p>3 閉会</p>
鈴木義仁会長	<p>以上で本日の議題はすべて終了しました。進行に不手際がございまして申し訳ございませんでした。この後は、全体会はいつでしたっけ。基本的には各部会で動いていきますので。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>先ほどの資料2-5の全体のスケジュール案の中にございますけれども、9月のところに第2回審議会と入っておりますので、次回の全体会は来年の9月というところでございます。</p>
鈴木義仁会長	<p>一年に一回しかお会いできないということですね。これで第1回消費生活審議会を閉会します。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。</p>
資 料	<p>議事次第</p> <p>資料1 第11次横浜市消費生活審議会委員名簿</p> <p>資料2 第11次横浜市消費生活審議会の運営について</p> <p>資料3-1 平成29年度 消費生活協働促進事業 募集要領</p> <p>資料3-2 消費生活協働促進事業募集要領 新旧対照表</p> <p>資料3-3 平成29年度 消費生活協働促進事業 チラシ(案)</p>